

## 組織犯罪対策の推進について



警 察 本 部

## 目 次

第 1	暴力団情勢等	4
1	暴力団勢力	4
2	県下の暴力団情勢	4
第 2	暴力団対策	6
1	暴力団犯罪の検挙状況	6
(1)	団体別の検挙人員	6
(2)	罪種別検挙人員	6
(3)	資金獲得犯罪	7
2	暴力団対策法の運用	7
(1)	暴力団の指定	7
(2)	特定抗争指定暴力団の指定	8
(3)	行政命令の発出状況	8
3	暴力団排除活動の推進	9
(1)	暴力団排除条例の活用	9
(2)	暴力団事務所撤去等の推進	9
(3)	公共部門からの暴力団排除の推進	10
(4)	各種事業・取引からの暴力団排除の推進	11
(5)	企業・行政対象暴力対策の推進	11
(6)	暴力団関係相談に対する取組状況	11
(7)	暴力団離脱者の社会復帰対策の推進	11
4	保護対策の徹底	12
5	匿名・流動型犯罪グループ対策の推進	12
第 3	薬物・銃器対策	13
1	薬物事犯の取締り状況	13
(1)	検挙人員	13
(2)	押収量	14
(3)	特徴的傾向	14
2	銃器事犯の取締り状況	15
(1)	拳銃の押収丁数	15
(2)	銃器発砲事件の発生状況	15
3	広報啓発活動の推進	16
(1)	若年層に重点をおいた広報啓発の推進	16
(2)	各種広報媒体を活用した広報啓発活動	16
4	関係機関との連携	16
第 4	外国人総合対策	17

1	来日外国人犯罪の検挙状況等.....	17
(1)	検挙状況.....	17
(2)	国際犯罪組織及び犯罪インフラ事犯等に対する取締りの強化.....	18
2	在留外国人の安全確保に向けた対策の推進.....	19
3	広報啓発活動の推進.....	19
第5	特殊詐欺等対策.....	20
1	特殊詐欺の特徴.....	20
2	暴力団等の関与実態と取締りの推進.....	20
3	S N S型投資・ロマンス詐欺への取組.....	21

※ 本資料に掲載された数値は、令和5年以前については確定値、令和6年については暫定値である。

# 第1 暴力団情勢等

## 1 暴力団勢力

兵庫県下の暴力団構成員及び準構成員等（以下「暴力団構成員等」という。）の総数は、令和5年末現在約530人で前年と比べて約70人減少した。

うち、暴力団構成員は約220人で約40人減少、準構成員等については約310人で約30人減少し、全体的に暴力団勢力の減少傾向が続いている。

## 2 県下の暴力団情勢

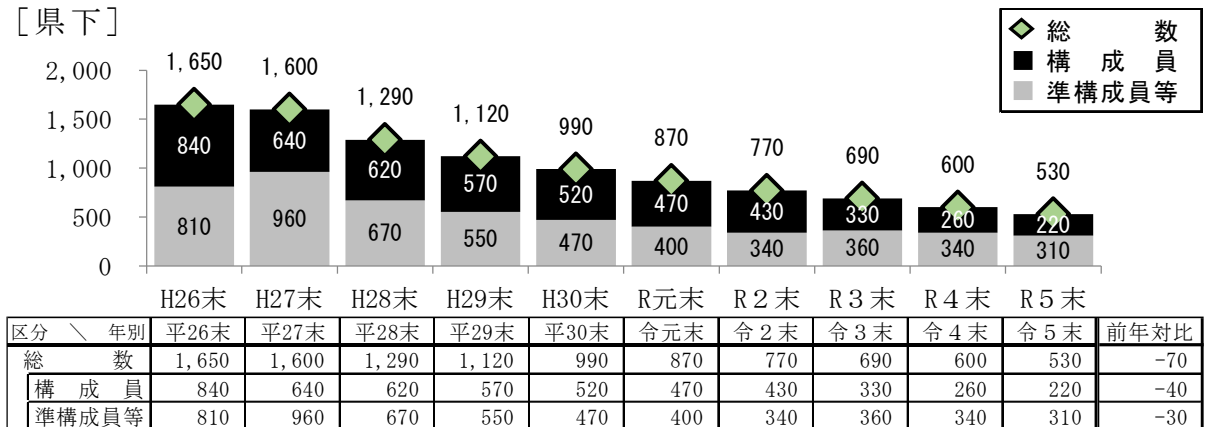
山口組の分裂後9年が経過したが、いまだ六代目山口組と神戸山口組による対立抗争が終結する兆しは見えない。

令和2年1月、兵庫県公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づき、六代目山口組と神戸山口組を特定抗争指定暴力団に指定したが、同指定後も警戒区域内で拳銃使用の殺人未遂事件等が発生したほか、本年1月には、神戸山口組傘下組織組長居宅に対する住居侵入・建造物損壊事件が発生している。

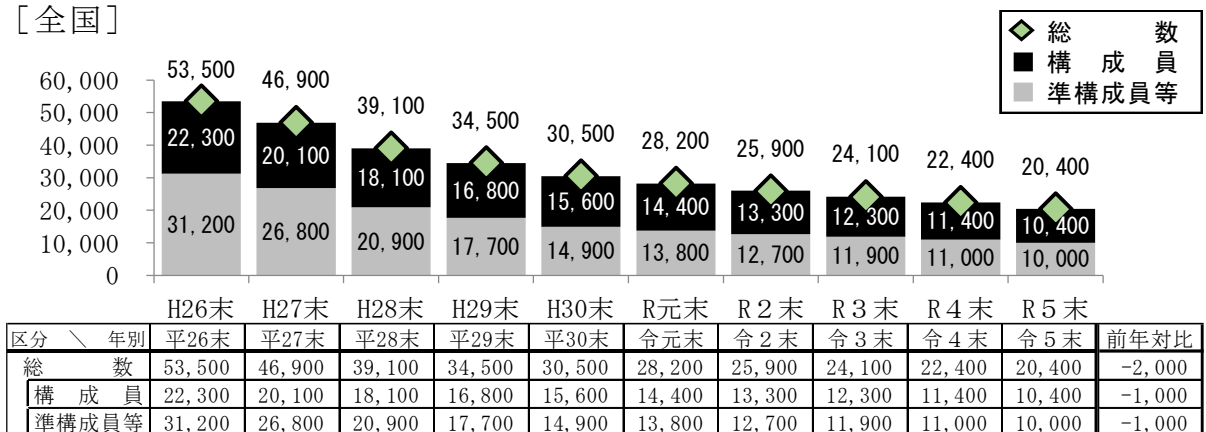
また、本年6月、六代目山口組傘下組織組長に対する殺人事件の被疑者として絆會幹部らを逮捕したこと等から、両団体の間においても、対立抗争が激化する状況が認められ、依然として予断を許さない状況にある。

### 【暴力団構成員等の推移】

[県下]



[全国]



※ 暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と総数の値は必ずしも一致しない。

【団体別の暴力団勢力（令和5年末）】

[県下] 令和5年末における県下の暴力団構成員等 約530人  
 うち六代目山口組 約250人(県下暴力団構成員等の約47.2%)  
 うち神戸山口組 約120人(同 約22.6%)  
 うち絆會 約40人(同 約7.5%)

(人)

区分 \ 年別		令4末	令5末	前年対比	
全暴力団	構成員	260	220	-40	
	準構成員等	340	310	-30	
	計	600	530	-70	
	六代目山口組	構成員	150	140	-10
		準構成員等	130	120	-10
		計	280	250	-30
	神戸山口組	構成員	70	50	-20
		準構成員等	100	80	-20
		計	170	120	-50
	絆會	構成員	20	20	0
		準構成員等	30	30	0
		計	50	40	-10
その他	構成員	20	20	0	
	準構成員等	80	90	10	
	計	100	110	10	

[全国] 令和5年末における全国の暴力団構成員等 約20,400人  
 うち六代目山口組 約7,400人(全国暴力団構成員等の約36.3%)  
 うち神戸山口組 約400人(同 約2.0%)  
 うち絆會 約170人(同 約0.8%)

(人)

区分 \ 年別		令4末	令5末	前年対比	
全暴力団	構成員	11,400	10,400	-1,000	
	準構成員等	11,000	10,000	-1,000	
	計	22,400	20,400	-2,000	
	六代目山口組	構成員	3,800	3,500	-300
		準構成員等	4,300	3,800	-500
		計	8,100	7,400	-700
	神戸山口組	構成員	330	140	-190
		準構成員等	430	260	-170
		計	760	400	-360
	絆會	構成員	70	60	-10
		準構成員等	130	110	-20
		計	190	170	-20

※ 暴力団構成員等の数は概数であり、各項目を合算した値と総数の値は必ずしも一致しない。

## 第2 暴力団対策

暴力団対策は県警察の最重要課題の一つであり、六代目山口組、神戸山口組、絆會を弱体化し、壊滅に追い込むため、

- 情報の収集、分析
- 実態解明
- 暴力団に対する戦略的な取締り
- 暴力団排除活動
- 暴力団対策法の的確かつ効果的な運用
- 保護対策
- 匿名・流動型犯罪グループ対策

等の総合的な暴力団対策を強力に推進している。

### 1 暴力団犯罪の検挙状況

#### (1) 団体別の検挙人員

区分		年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
県 下	暴力団構成員等		586	598	472	366	256	138	81	-57
	山口組系暴力団		561	555	432	344	223	113	71	-42
	六代目山口組		128	149	185	216	143	74	54	-20
	神戸山口組		348	329	214	99	50	25	7	-18
	絆會		85	77	33	29	30	14	10	-4
全国	暴力団構成員等		14,281	13,189	11,735	9,903	9,610	4,554	3,613	-941

#### (2) 罪種別検挙人員

令和5年中は256人を検挙している。

検挙人員に占める罪種別割合では、依然として傷害、暴行及び恐喝といった粗暴犯が一定水準を占め、暴力団の特質である暴力性・攻撃性に変化はない。

#### 【暴力団構成員等の罪種別検挙人員(県下)】

区分	年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
傷害・暴行		115	116	78	57	49	27	20	-7
窃盗		47	50	37	23	18	12	3	-9
恐喝		39	18	18	18	9	5	5	±0
詐欺		78	89	91	78	35	18	9	-9
賭博		6	0	9	4	1	0	2	+2
覚醒剤事犯		108	129	104	53	56	31	9	-22
その他		193	196	135	133	88	45	33	-12
合計		586	598	472	366	256	138	81	-57

※ 覚醒剤事犯には、覚醒剤に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含む。

## 【主な検挙事例】

### （六代目山口組と絆會の対立抗争に起因するとみられる事件検挙事例）

絆會幹部らによる組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反等事件

（令和 5 年 4 月発生、令和 6 年 6 月検挙、暴力団対策課・長田署）

### （六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に起因するとみられる事件検挙事例）

六代目山口組二代目竹中組幹部らによる住居侵入・建造物損壊事件

（令和 6 年 1 月発生・検挙、暴力団対策課・神戸西署）

### （その他）

六代目山口組三代目弘道会傘下組織組長らによる暴力行為等処罰に関する法律違反事件

（令和 6 年 3 月発生、令和 6 年 5 月検挙、暴力団対策課・生田署・東灘署・灘署・葺合署・神戸水上署・神戸北署・西宮署・甲子園署・明石署）

## （3）資金獲得犯罪

令和 5 年中の暴力団構成員等の総検挙人員のうち、資金獲得犯罪である詐欺、恐喝及び覚醒剤取締法違反の検挙人員が占める割合は、約 4 割であり、これらが有力な資金源になっているとみられる。

特に詐欺の中でも、特殊詐欺や各種公的給付制度を悪用したもの等、時代の変化に応じて様々な資金獲得犯罪を行っていることがうかがえる。

## 2 暴力団対策法の運用

### （1）暴力団の指定

令和 6 年 6 月末現在、全国で 25 団体が指定暴力団として指定されている。

兵庫県公安委員会は、令和 4 年 6 月、六代目山口組の第 11 回指定、同年 4 月に神戸山口組の第 3 回指定をそれぞれ行っている。

各団体は、組織実態を隠蔽する動きを進め、不透明化、潜在化の傾向を強くしていることから、県警察では、実態解明のため、あらゆる警察活動を通じて関係情報の収集に努めている。

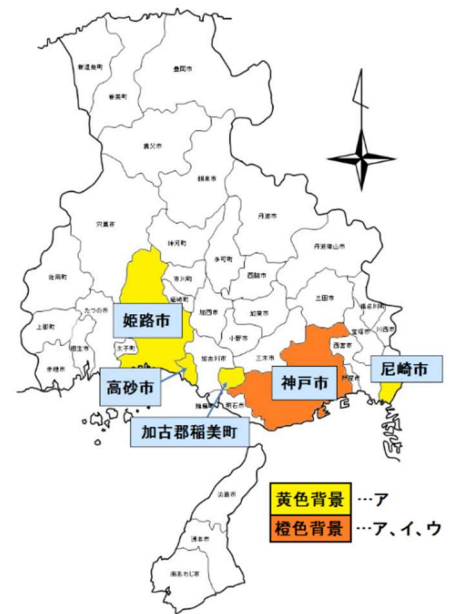
## 【県下の警戒区域】

### (2) 特定抗争指定暴力団の指定

#### ア 六代目山口組と神戸山口組

六代目山口組と神戸山口組の対立抗争の激化を受け、令和2年1月7日、兵庫県公安委員会は、暴力団対策法に基づき、両団体を特定抗争指定暴力団に指定し、令和6年7月4日、18回目の指定期限の延長を行った。

警戒区域として本年8月末現在、神戸市、尼崎市、姫路市、高砂市及び加古郡稲美町の5市町を設定している。



#### イ 六代目山口組と池田組

六代目山口組と、神戸山口組から離脱した池田組との間で対立抗争が発生したことから、令和4年12月8日、兵庫県公安委員会は両団体を特定抗争指定暴力団に指定し、令和6年9月5日、7回目の指定期限の延長を行い、警戒区域として本年8月末現在、神戸市を設定している。

#### ウ 六代目山口組と絆會

六代目山口組と、絆會との間で対立抗争が発生したことから、令和6年6月21日、兵庫県公安委員会は両団体を特定抗争指定暴力団に指定し、警戒区域として本年8月末現在、神戸市を設定している。

### (3) 行政命令の発出状況

暴力団対策法の規定により、指定暴力団員等が、その所属する暴力団の威力を示して暴力的要求行為等を行うことが禁止されている。

兵庫県公安委員会等は、同行為を行った指定暴力団員等に対し、中止命令や再発防止命令を発出しており、同法が施行された平成4年以降、令和6年6月末までの発出件数は県下で3,000件を超えている。

なお、令和5年中に発出した10件の中止命令のうち、資金獲得活動である暴力的要求行為に対するものは7件であり、全体の70%を占めている。



## 【行政命令の発出状況】

(件)

区分	年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比	
県 下	中止命令	34	49	38	28	10	3	2	-1	
	暴力的要求行為	23	22	18	15	7	2	0	-2	
	現場助勢行為	9	20	10	7	3	1	0	-1	
	加入強要等	2	4	8	6	0	0	0	±0	
	準暴力的要求行為	0	1	2	0	0	0	2	+2	
	指詰め強要等	0	2	0	0	0	0	0	±0	
	少年入れ墨強要等	0	0	0	0	0	0	0	±0	
	事務所における禁止行為	0	0	0	0	0	0	0	±0	
	再発防止命令	0	1	2	3	0	0	1	+1	
	請求妨害防止命令	1	0	0	1	1	0	0	±0	
	賞揚等禁止命令	0	0	0	4	6	6	0	-6	
	用心棒行為等防止命令	0	0	0	0	1	1	0	-1	
	全 国	中止命令	1,112	1,134	866	877	964			
		再発防止命令	32	52	37	32	30			
請求妨害防止命令		3	1	0	9	16				
賞揚等禁止命令		3	7	11	57	34				
用心棒行為等防止命令		4	3	1	3	1				

### 3 暴力団排除活動の推進

暴力団排除活動は、社会全体で実施していくことが重要であることから、県警察では、県民、関係機関及び事業者等との連携を一層強化し、暴力団排除に向けた各種取組を推進している。

#### (1) 暴力団排除条例の活用

不動産所有者や建設工事請負人等に対し、当該物件が暴力団事務所等として使用されることを知った上で譲渡、貸付け又は工事請負契約することを禁止するとともに、暴力団員にみかじめ料や用心棒料として金品等の利益を与えることなどを禁止しており、平成23年4月の条例施行以降、これら違反行為による16件の勧告と、同勧告に従わなかった1件の公表を行っている。

#### (2) 暴力団事務所撤去等の推進

公益財団法人暴力団追放兵庫県民センター(以下「暴追センター」という。)が住民の委託を受けて行う適格都道府県センター訴訟等の支援による暴力団事務所撤去活動のほか、暴追センター、民暴弁護士、地域住民等と連携し、暴力団事務所やこれに準ずる拠点の撤去を目的とした決起集会や暴追パレードに参加し、地域住民の暴力団排除意識の高揚を図るなど、各種対策を推進している。

## 【暴力団事務所等の撤去状況】

(件)

区分\年別	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和5.6末	令和6.6末	前年同期比
県下撤去総数	1	7	2	4	0	0	0	±0



【神戸市内における暴力団追放パレード】



【第32回暴力団追放兵庫県民大会】

## 【事務所使用差止仮処分命令の申立事例】

- 令和6年5月23日、神戸山口組主たる事務所の使用差止仮処分命令の申立
- 令和6年6月25日、神戸山口組二代目西脇組事務所の使用差止仮処分命令の申立

## 【適格都道府県センター訴訟を活用した暴力団事務所の撤去事例】

適格都道府県センター訴訟の申立てを行った暴力団事務所のうち、5箇所が売却・解体等により完全撤去に至っている。

撤去日	暴力団事務所	所在地	撤去概要
H31.01.29	神戸山口組四代目山健組傘下組織	神戸市中央区	民間売却（解体）
R03.08.27	任侠山口組（現：絆會）二代目古川組	尼崎市	民間売却（解体）
R03.12.03	任侠山口組（現：絆會）（四代目真鍋組）	尼崎市	民間売却（解体）
R04.01.18	神戸山口組（俠友会）	淡路市	淡路市が購入
R04.03.25	神戸山口組三代目古川組	尼崎市	民間売却（解体）

## (3) 公共部門からの暴力団排除の推進

公共工事を始め、公営住宅、生活保護等公共部門からの排除を実効あるものとするため、各市町における暴力団排除条例の効果的な活用や暴力団情報の提供など各自治体との連携を強化している。

(4) 各種事業・取引からの暴力団排除の推進

金融・証券、建設を始めとする各業界において、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入など暴力団排除のための仕組みが作られており、必要な情報提供を行うなど各種業界団体との連携を強化している。

(5) 企業・行政対象暴力対策の推進

暴迫センターと連携して、企業・行政関係者に対する不当要求防止責任者講習を開催するなどの対策を推進している。

(6) 暴力団関係相談に対する取組状況

暴力団等に関する相談に対して適切な対応を進めているほか、暴迫センター、民暴弁護士等と連携した各種支援活動を実施することで、暴力団からの被害の回復に努めている。

【暴力団関係相談の受理状況】

(件)

区分 \ 年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
県下受理件数	1,393	912	857	998	1,049	497	404	-93
警察本部	163	156	126	188	142	79	63	-16
警察署	830	482	467	531	675	294	261	-33
暴迫センター	400	274	264	279	232	124	80	-44
全 国	48,234	48,936	46,058	42,005	44,161			

(7) 暴力団離脱者の社会復帰対策の推進

暴力団を弱体化し、壊滅を図っていくためには、暴力団組織を支える人的基盤に対して打撃を与えることが重要であることから、構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促す取り組みを強化しており、暴力団離脱者雇用給付金支給制度、損害補償金支給制度といった離脱者の雇用を促進する事業を運用するなど、暴力団離脱者の受入賛助事業所の拡大に取り組んでいる。

【社会復帰対策推進状況】

区分 \ 年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
県下								
就労者数	0	0	1	2	0	0	0	±0
賛助事業所数	40	44	47	112	151	133	160	+27
全 国								
就労者数	29	23	16	26	26			
賛助事業所数	1,406	1,441	1,499	1,573	1,613			

#### 4 保護対策の徹底

暴力団員等による犯罪の被害者や暴力団排除活動関係者等の安全を確保することは、暴力団対策を推進する上で極めて重要であることから、これらの保護対象者に対する暴力団員らによる加害行為を未然に防止するため、各種警戒活動を実施するなど、保護対策の徹底を図っている。



【身辺警戒員の訓練状況】

#### 5 匿名・流動型犯罪グループ対策の推進

近年、暴力団勢力が減少する中、各種資金獲得活動により得た収益を吸い上げている中核部分は匿名化され、違法行為の実行者はSNSでその都度募集され流動化しているなどの特徴を有する新たな形態の犯罪集団が治安対策上の脅威となっていることから、警察では、こうした特徴を有する犯罪集団を「匿名・流動型犯罪グループ」と位置付けている。このようなグループの中には、資金の一部が暴力団に流れているとみられるものや、暴力団構成員と共謀して犯罪を行っているものなど、暴力団と密接な関係を有する集団も確認されている。



【匿名・流動型犯罪グループ対策室の発足】

匿名・流動型犯罪グループは、その匿名性・流動性を利用して、特殊詐欺、強盗・窃盗等の多様な資金獲得活動を行っている実態があることから、県警察では、組織の総合力を発揮した対策を強化するため、本年3月、本部長を長とする匿名・流動型犯罪グループ対策推進本部を設置するとともに、刑事部・生活安全部の捜査員で構成された部門横断的な専従班を発足させ、実態解明・取締りを推進している。

#### 【主な検挙事例】

- 匿名・流動型犯罪グループによる高額窃盗等事件の検挙  
(令和6年5月、組織犯罪対策課・暴力団対策課・捜査第三課・網干署・姫路署・飾磨署・相生署・愛媛県警察)

### 第3 薬物・銃器対策

覚醒剤事犯に減少の傾向がみられるものの、30歳未満の若年層を中心とした大麻乱用の拡大が続いており、県下の薬物情勢は予断を許さない状況にある。

また、銃器事犯は、暴力団の対立抗争に関連する発砲事件が発生するなど、平穏な市民生活に対する重大な脅威となっていることから、県警察では

- 密輸・密売組織の取締りと実態解明の強化
- 広報啓発活動の推進

を柱とした薬物・銃器対策を推進している。

#### 1 薬物事犯の取締り状況

##### (1) 検挙人員

令和4年以降、覚醒剤事犯の検挙人員が減少しているが、大麻事犯の検挙人員の増加により、薬物事犯全体の検挙人員が押し上げられている。

#### 【薬物事犯の検挙状況】

区分		年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
県下	検挙人員		657	699	714	616	724	356	311	-45
	覚醒剤事犯		378	386	376	268	257	128	106	-22
	大麻事犯		265	299	312	323	447	217	192	-25
	麻薬等事犯		14	14	26	25	20	11	13	+2
全国	検挙人員		13,364	14,079	13,862	12,142	13,330			
	覚醒剤事犯		8,584	8,471	7,824	6,124	5,914			
	大麻事犯		4,321	5,034	5,482	5,342	6,482			
	麻薬等事犯		459	574	556	676	934			

#### 【主な検挙事例】

- 姫路市における大麻栽培事件の検挙

(令和6年2月検挙、薬銃課・姫路署・近畿厚生局麻薬取締部神戸分室)



【栽培状況】



【押収した大麻草】

(2) 押収量

令和5年中、県下では覚醒剤や乾燥大麻の押収が増加した。

本年6月末現在では、覚醒剤の押収は減少しているが、乾燥大麻・大麻草の押収が増加している。

【薬物の押収状況】

区分	年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
県下	覚醒剤 (g)	4,233.6	6,151.6	405.4	5,762.8	10,878.8	10,767.5	116.1	-10,651.4
	乾燥大麻 (g)	4,782.9	1,293.6	2,793.0	3,924.4	11,779.6	6,662.2	18,710.7	+12,048.5
	大麻草 (本)	234	1,835	218	57	202	168	539	+371
	(g)	309.0	17,240.3	124.4	151.7	2,974.4	62.4	69.3	+6.9
	大麻樹脂 (g)	0.6	274.3	0	0.0	84.9	0	0	±0
	大麻濃縮物 (g)	—	—	123.7	2,037.2	168.8	120.0	39.7	-80.3
M D M A (錠)	2	12	9,027	6,450	116	12	2	-10	
全国	覚醒剤 (kg)	2,293.1	437.2	688.8	289.0	1,342.9			
	乾燥大麻 (kg)	350.2	265.1	329.7	289.6	784.5			
	大麻草 (本)	8,074	9,893	7,301	7,563	9,312			
	(kg)	33.2	37.9	17.8	11.2	27.2			
	大麻樹脂 (kg)	12.8	3.4	2.1	5.6	1.0			
	大麻濃縮物 (kg)	—	—	22.2	74.0	35.7			
M D M A (錠)	73,874	90,218	54,192	74,747	169,374				

注：大麻草の押収量 (g/kg) は、本数として計上できない形状のものを示す。

(3) 特徴的傾向

ア 暴力団の関与

令和5年中における薬物事犯検挙人員に占める暴力団構成員等の割合は約10.1%で、近年は減少の傾向がみられるが、刑法犯・特別法犯検挙人員に占める暴力団構成員等の割合（約1.8%）と比較すると、暴力団が薬物事犯に深く関与している状況が認められる。

【薬物事犯検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合（県下）】

(人)

区分	年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
全薬物事犯		657	699	714	616	724	356	311	-45
	うち暴力団構成員等	144	160	137	81	73	43	16	-27
	(比率)	(21.9%)	(22.9%)	(19.2%)	(13.1%)	(10.1%)	(12.1%)	(5.1%)	
	その他	513	539	577	535	651	313	295	-18

【覚醒剤事犯検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合（県下）】

(人)

区分	年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
覚醒剤事犯		378	386	376	268	257	128	106	-22
	うち暴力団構成員等	108	129	104	53	56	31	9	-22
	(比率)	(28.6%)	(33.4%)	(27.7%)	(19.8%)	(21.8%)	(24.2%)	(8.5%)	
	その他	270	257	272	215	201	97	97	±0

【大麻事犯検挙人員のうち暴力団構成員等の占める割合（県下）】

(人)

区分	年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
大麻事犯		265	299	312	323	447	217	192	-25
	うち暴力団構成員等	32	30	32	27	15	11	7	-4
	(比率)	(12.1%)	(10.0%)	(10.3%)	(8.4%)	(3.4%)	(5.1%)	(3.6%)	
	その他	233	269	280	296	432	206	185	-21

## イ 大麻事犯の増加

30歳未満の若年層を中心とした大麻の乱用拡大が進み、大麻事犯の検挙人員は、令和2年以降過去最多を更新し続けている。

令和4年7月に設置した兵庫県警察大麻事犯総合対策推進本部を中心に、県警察を挙げて大麻事犯の取締り及び乱用防止に向けた広報啓発活動に取り組んでいる。

また、令和5年10月からAIを活用した違法有害情報の検索システムを運用し、SNS上における大麻等の違法薬物の密売情報の収集や密売広告の削除要請等、インターネット上の対策を推進している。

### 【大麻事犯検挙人員のうち30歳未満の占める割合（県下）】

(人)

区分	年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
大 麻 事 犯		265	299	312	323	447	217	192	-25
	うち30歳未満	179	227	226	240	348	156	151	-5
	( 比 率 )	(67.5%)	(75.9%)	(72.4%)	(74.3%)	(77.9%)	(71.9%)	(78.6%)	
	そ の 他	86	72	86	83	99	61	41	-20

## 2 銃器事犯の取締り状況

### (1) 拳銃の押収丁数

全国の拳銃押収丁数は、暴力団からの押収を含めてほぼ横ばいで推移しており、県下では年間20丁前後を押収している。

(丁)

区分	年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
県 下	拳銃等の押収丁数	42	29	11	17	24	12	19	+7
	うち暴力団等	4	1	1	2	3	3	0	-3
全 国	拳銃等の押収丁数	401	355	295	321	349			
	うち暴力団等	77	54	31	34	29			

### (2) 銃器発砲事件の発生状況

令和5年中、県下で暴力団の対立抗争に関連する拳銃使用の殺人事件が1件発生している。

本年は6月末時点で発砲事件の発生はない。

### 【銃器発砲事件の発生状況】

(件・人)

区分	年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
県 下	発生件数	4	3	3	1	1	1	0	-1
	死者数	3	0	0	0	1	1	0	-1
	負傷者数	1	2	1	0	0	0	0	±0
全 国	発生件数	13	17	10	9	9			
	死者数	4	4	1	4	7			
	負傷者数	8	5	4	2	3			

### 3 広報啓発活動の推進

#### (1) 若年層に重点をおいた広報啓発の推進

薬物の有害性や危険性に関する正しい知識の周知を図るため、プロスポーツの試合会場・主要駅等における薬物乱用防止キャンペーンの開催や、大学・企業等における薬物乱用防止セミナーを実施している。

また、交通安全教室や非行防止教室等の小中高生をはじめとした若い世代向けの各種啓発活動の場において、薬物の危険性等に関する教養やパンフレット・ちらし等の資料配布を行う取組を推進している。

#### (2) 各種広報媒体を活用した広報啓発活動

薬物・銃器の根絶や情報の提供を呼びかけるため、Facebook や X (旧ツイッター) などの SNS をはじめ、テレビ、ラジオなど各種広報媒体を活用した啓発活動を推進している。



【薬物銃器対策課の X (旧ツイッター) での投稿内容】

### 4 関係機関との連携

薬物及び銃器事犯に係る捜査並びに各種広報啓発を効果的に行うため、税関や海上保安庁、近畿厚生局麻薬取締部、県薬務課等の関係機関との連携強化に努めている。



## 第4 外国人総合対策

県内の在留外国人の数が増加を続ける一方、県下における来日外国人犯罪の検挙状況については、検挙件数・人員とも高水準で推移する中、近年では、各種身分証の密造・密売、地下銀行の経営のほか、殺人や逮捕監禁致傷など、悪質・凶悪化が顕著となっている。

このような情勢に的確に対応するため、各種警察活動や関係行政機関等との連携による

- 国際犯罪組織、犯罪インフラの実態解明と取締りの強化
- 在留外国人の安全確保に向けた対策の推進

を柱とした外国人総合対策を推進している。

### 1 来日外国人犯罪の検挙状況等

#### (1) 検挙状況

##### ア 総検挙状況（県下・全国）

区分		年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
県下	総検挙	件数	472	742	641	659	607	293	214	-79
		人員	363	400	411	401	443	205	156	-49
	刑法犯	件数	270	502	442	491	393	181	114	-67
		人員	188	207	234	260	259	112	91	-21
	特別法犯	件数	202	240	199	168	214	112	100	-12
		人員	175	193	177	141	184	93	65	-28
全国	総検挙	件数	17,260	17,865	15,893	14,662	18,088	7,433	9,236	+1,803
		人員	11,655	11,756	10,677	9,548	11,534	5,175	5,457	+282
	刑法犯	件数	9,148	9,512	9,105	8,548	10,040	3,861	5,436	+1,575
		人員	5,563	5,634	5,573	5,014	5,735	2,562	2,829	+267
	特別法犯	件数	8,112	8,353	6,788	6,114	8,048	3,572	3,800	+228
		人員	6,092	6,122	5,104	4,534	5,799	2,613	2,628	+15

##### イ 刑法犯検挙状況（県下）

来日外国人による刑法犯の検挙状況をみると、令和5年中、窃盗犯が最も多く、本年6月末においても同様の傾向が続いている。

区分		年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比
刑法犯検挙	総検挙	件数	270	502	442	491	393	181	114	-67
		人員	188	207	234	260	259	112	91	-21
	凶悪犯	件数	3	2	6	6	8	3	4	+1
		人員	3	3	9	7	9	3	3	±0
	粗暴犯	件数	46	48	46	59	80	39	25	-14
		人員	47	48	61	62	81	38	26	-12
	窃盗犯	件数	167	357	280	321	225	111	41	-70
		人員	100	98	98	98	111	52	31	-21
	知能犯	件数	12	40	58	41	17	7	20	+13
		人員	8	20	23	35	8	3	8	+5
	風俗犯	件数	7	8	9	12	9	2	5	+3
		人員	5	5	15	11	7	2	4	+2
	その他	件数	35	47	43	52	54	19	19	±0
		人員	25	33	28	47	43	14	19	+5

## ウ 特別法犯検挙状況（県下）

来日外国人による特別法犯の検挙状況をみると、令和5年中、入管法違反が最も多く、本年6月末においても同様の傾向が続いている。

(件・人)

区分 \ 年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比	
特別法犯検挙	件数	202	240	199	168	214	112	100	-12
	人員	175	193	177	141	184	93	65	-28
入管法	件数	135	165	112	85	142	63	40	-23
	人員	110	125	91	70	128	56	31	-25
薬物事犯	件数	13	15	24	26	10	9	14	+5
	人員	13	14	24	21	7	7	8	+1
廃棄物処理法	件数	24	7	9	5	12	6	5	-1
	人員	33	12	20	7	13	7	6	-1
迷惑防止条例	件数	10	5	5	9	5	4	0	-4
	人員	6	4	5	9	5	4	0	-4
風営適正化法	件数	2	5	3	1	0	0	1	+1
	人員	4	5	2	2	0	0	1	+1
軽犯罪法	件数	1	4	4	4	2	1	2	+1
	人員	1	2	4	3	2	1	1	±0
その他	件数	17	39	42	38	43	29	38	+9
	人員	8	31	31	29	29	18	18	±0

## エ 国籍別検挙状況（県下）

来日外国人犯罪（刑法犯・特別法犯）の国籍別検挙状況をみると、令和5年中、検挙件数・人員ともにベトナムが最も多く、本年6月末においても同様の傾向が続いている。

(件・人)

区分 \ 年別	令元	令2	令3	令4	令5	令5.6末	令6.6末	前年同期比	
総数	件数	472	742	641	659	607	293	214	-79
	人員	363	400	411	401	443	205	156	-49
ベトナム	件数	231	261	370	409	310	132	102	-30
	人員	193	195	252	220	239	111	78	-33
中国	件数	105	229	191	102	79	42	41	-1
	人員	78	89	81	60	69	34	31	-3
フィリピン	件数	4	10	5	14	13	4	11	+7
	人員	3	5	5	13	12	4	9	+5
ネパール	件数	7	7	12	22	14	5	8	+3
	人員	6	7	15	20	12	3	7	+4
韓国	件数	55	129	17	23	61	42	10	-32
	人員	22	22	17	20	27	13	6	-7
ブラジル	件数	1	6	4	12	8	3	8	+5
	人員	5	7	3	12	6	3	3	±0
その他	件数	69	100	42	77	122	65	34	-31
	人員	56	75	38	56	78	37	22	-15

## (2) 国際犯罪組織及び犯罪インフラ事犯等に対する取締りの強化

国際犯罪組織等による来日外国人犯罪には、様々な犯罪を助長し又は容易にする基盤となる犯罪インフラの存在が欠かせないことから、それらの解体に向け、地下銀行、旅券・在留カード等偽造、不法就労助長など、犯罪インフラの構築に資する犯罪インフラ事犯に対する取締りを強化している。

## 【主な検挙事例】

- 多国籍犯罪グループによるロマンス詐欺事件  
(令和5年11月検挙、国際捜査課・葺合署・灘署・富山県警察)
- ベトナム人グループによる地下銀行事件  
(令和6年1月検挙、国際捜査課・組織犯罪対策課・姫路署・飾磨署・加西署)
- ベトナム人による逮捕監禁致傷事件  
(令和6年5月検挙、国際捜査課・加西署・加東署)

## 2 在留外国人の安全確保に向けた対策の推進

外国人労働者の受入れ拡大等に伴い、在留外国人が多く集まる地域、多く所属する企業及び学校など外国人コミュニティの増加がみられる。

県警察では、外国人コミュニティに対する安全対策講話の実施、外国語による防犯リーフレットの配布等を行うなど、在留外国人に係る犯罪被害の防止や外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透防止に取り組んでいる。



【安全対策講話の状況】



【防犯リーフレット】

## 3 広報啓発活動の推進

各種事件の検挙広報を通じて、被害の発生状況や犯行手口のほか、公的機関や事業者が提供する各種サービス等が犯罪に悪用されている実態について周知し、同種犯罪の被害拡大防止等に努めている。

## 第5 特殊詐欺等対策

### 1 特殊詐欺の特徴

令和5年中、県下における特殊詐欺の検挙件数は192件(前年比+44件)、検挙人員は77人(同+29人)であった。

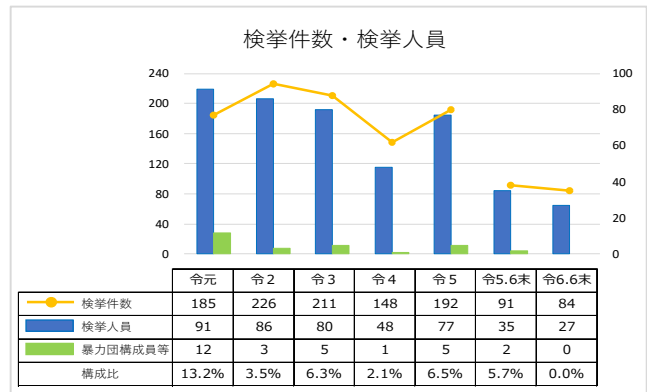
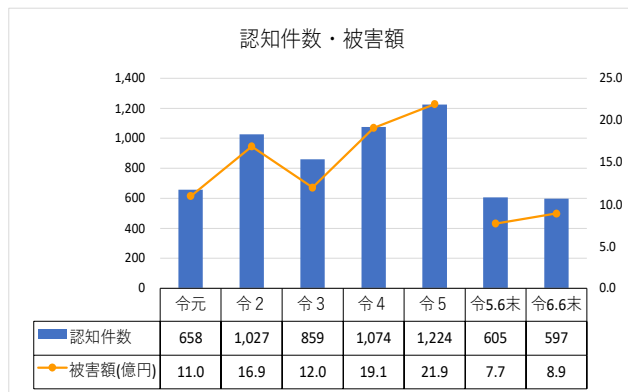
特殊詐欺の犯行グループは、中枢被疑者の下、「受け子」及び「出し子」と呼ばれる現場実行犯のほかに、被害金等の回収・運搬役、指示役、リクルーター、犯行ツールの調達役等と役割を細分化させ、その都度、メンバーを入れ替えながら、組織的に特殊詐欺を敢行している。また、各役割にある者は、お互いの素性を明かさず連絡の痕跡を残さないようにするなど、徹底した秘匿工作を行っている。

### 2 暴力団等の関与実態と取締りの推進

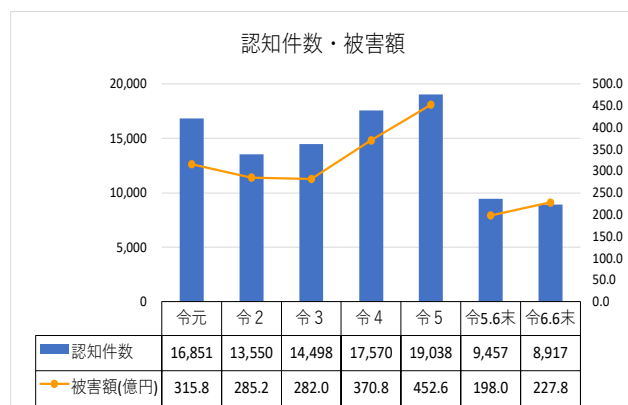
令和5年中の特殊詐欺の検挙人員に対する暴力団構成員等の占める割合は、県下で約6.5%、全国で約17.9%であり、暴力団が資金を獲得する手段の一つとして特殊詐欺を行っている実態がうかがえる。

暴力団や匿名・流動型犯罪グループを弱体化し、特殊詐欺の根絶を図るため、特殊詐欺特別捜査隊を中心に関連情報の収集・分析を徹底するとともに、全国警察との広域的な捜査連携制度を活用するなど多角的な取締りを推進している。

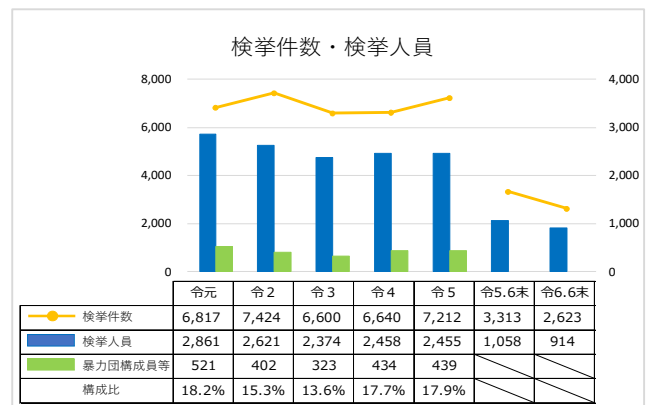
#### 【特殊詐欺の認知・検挙状況（県下）】



#### 【特殊詐欺の認知・検挙状況（全国）】



※ 全国における暴力団構成員等の検挙状況は、年間統計のみ公表



### 【主な検挙事例】

- 東京都を拠点とする特殊詐欺グループによる詐欺事件  
(令和6年1月検挙、特殊詐欺特別捜査隊・サイバー捜査課・灘署・  
葺合署・生田署・兵庫署・長田署・須磨署・垂水署・神戸北署・  
西宮署・尼崎南署・明石署・加古川署・姫路署)

### 3 SNS型投資・ロマンス詐欺への取組

令和5年下半期以降、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害が急増しており、  
極めて憂慮すべき事態となっている。

こうした情勢に鑑み、本年5月、県警察では、組織犯罪対策部門と知能犯  
捜査部門、生活安全部門、サイバー部門等が連携して部門横断的な体制を構  
築し、匿名・流動型犯罪グループ等の存在を視野に、被害実態や犯行手口の  
分析、被害金の追跡捜査等検挙に向けた取組を強化している。

### 【SNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況（県下）】

令和6年1月～6月	認知件数	被害額(億円)	検挙件数	検挙人員
合計	475	62.1	4	2
SNS型投資詐欺	336	48.3	1	1
SNS型ロマンス詐欺	139	13.8	3	1

### 【SNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況（全国）】

令和6年1月～6月	認知件数	被害額(億円)	検挙件数	検挙人員
合計	5,068	660.2	36	24
SNS型投資詐欺	3,570	506.3	25	14
SNS型ロマンス詐欺	1,498	153.9	11	10